お知らせ

今般、国において「令和３年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付))」の支給が行われることとなり、生活保護を受給している世帯の皆様も、支給対象とされました。

「先行給付金」については、生活保護制度上、

収入として認定はいたしません。

しかし、先行給付金を受け取った時には、これまでどおり、収入申告が必要です。速やかな収入申告が困難な場合などには、給付金を受け取った日より後の家庭訪問の際や郵送により提出してください。

先行給付金の生活保護制度上の取扱いについて、ご不明点がある場合は、担当のケースワーカーにお尋ねください。

なお、先行給付以外の給付についての生活保護制度上の取扱いは、現状では国から示されておりませんので、追ってご連絡いたします。

〇〇福祉事務所（担当：　　電話：　　）